

送付31-7 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情

○永田委員長 日程1、陳情審査。（1）新たに送付された陳情書。①固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情、②固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情についてです。両陳情とも同じ件名ですので、一括して審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、執行機関から本件についての説明は、何かございますでしょうか。

○辰島税務課長 特にございません。

○永田委員長 はい。

委員の皆さんから、固定資産税の陳情書に——陳情書じゃない。陳情、意見書について、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。本件陳情ですが、毎年、当委員会に送付されており、意見書を提出することでご理解をいただき、毎回、全会一致で提出しているところでございます。本件陳情書の取り扱いについては、陳情者の趣旨に沿って、意見書を提出することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

意見書の案文につきましては、正副委員長にご一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、一旦、委員会を休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○永田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

休憩中に正副委員長で作成いたしました意見書案を配付させていただきました。案文の朗読は省略してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

この意見書（案）の（案）の部分を取り、当委員会の提出議案として、本会議に上程したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。